

目 次

1.事業者の運営主体・・・・・・・・・・	2	18.給食等について・・・・・・・・・・	13～14
2.施設の概要・・・・・・・・・・	2	19.食物アレルギーについて・・・・・・・・	14
3.施設・設備の概要・・・・・・・・・・	3	20.入園時に用意していただくもの・・	15～16
4.保育園の概要・・・・・・・・・・	4	21.登園、降園について・・・・・・・・	17～18
5.保育の理念・・・・・・・・・・	5	22.保護者と保育園との連携について・・	19
6.保育方針・・・・・・・・・・	5	23.健康診断、健康管理について・・・・・・・・	20
7.保育目標・・・・・・・・・・	5	24.子どもの育ちのために・・・・・・・・	21～25
8.保育の姿勢・・・・・・・・・・	5	25.保育所における感染症と意見書・登園届の使用方法について	25～27
9.職員体制・・・・・・・・・・	6	26.地域防災拠点、広域避難場所、緊急時における対応	28～29
10.保育（養育・教育）を提供する日・・	6	27.非常災害時の対策・・・・・・・・・・	29
11.保育（養育・教育）を提供する時間・・	6	28.賠償責任保険の加入状況・・・・・・・・	29
12.保育時間についてのお願い・・	7～8	29.業務の質の評価について・・・・・・・・	29
13.利用料金・・・・・・・・・・	9	30.苦情解決制度について・・・・・・・・	30
14.支払方法・・・・・・・・・・	9	31.苦情相談窓口・・・・・・・・・・	30
15.各クラス園児・職員配置基準・・	9	32.地域の育児支援について・・・・・・・・	31
16.保育園の1日(テリ-プ-ogram)・・	10	33.その他保護者に説明すべき事項・・	31
17.全体的な計画・・・・・・・・・・	11	34.個人情報保護方針・・・・・・・・・・	33

白百合乳児保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人白百合会
事業者の所在地	〒221-0041 横浜市神奈川区亀住町9-5
事業者の電話番号・FAX	電話 045(461)5031 FAX 045(453)3271
代表者氏名	柿原 建男
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営・一時預かり事業の経営

2 施設の概要

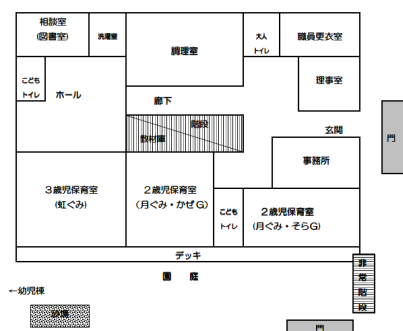
種別	保育所					
名称	白百合乳児保育園					
所在地	〒221-0041 横浜市神奈川区亀住町9-5					
電話番号・FAX	電話 045(461)5031 FAX 045(453)3271					
施設長氏名	川野 波					
開設年月日	1972年5月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	16人	17人	18人	18人	18人
取扱う保育事業	延長保育、一時保育、障がい児保育					
事業所番号	141005107986					

3 施設・設備の概要

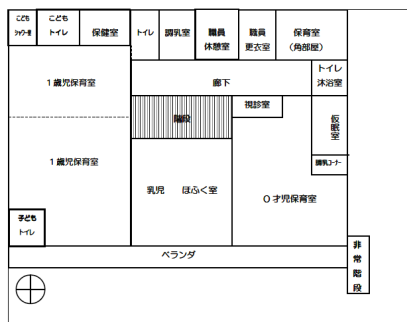
敷地面積		1121.16㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造り3階建て 幼児棟のみ軽量鉄骨造り	
	延床面積	868.32㎡	
施設設備の 数と面積	乳児室	2室	133.79㎡
	ほふく室	1室	35.09㎡
	保育室	5室	185.81㎡
	遊戯室	1室	58.50㎡
	調理室	1室	18.70㎡
	調乳室	1室	7.65㎡
	幼児用トイレ	10個	60.43㎡
	医務室	1室	7.42㎡
	事務室	1室	13.19㎡
	職員室	1室	15.84㎡
	理事長室	1室	12.34㎡
	休憩室他		319.56㎡
設備の種類		プール、冷暖房等、床暖房、車いす用トイレ、駐車場完備(3台)	
屋外遊戯場(園庭・屋上)		園庭 214.81㎡	屋上 263.24㎡

【園舎平面図】

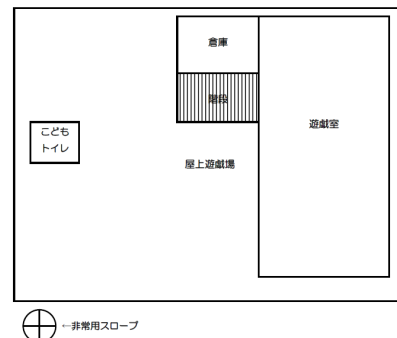
1階



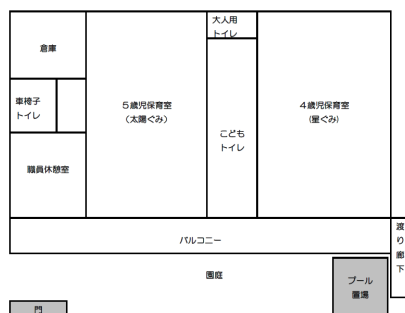
2階



3階



幼児棟



4 保育園の概要

昭和40年代、都市集中化と共働き世帯の増加によって乳児をかかえては働けないと地域の中で乳児保育園設置の要望が強く叫ばれる中、婦人活動家だった初代園長（故 柿原撫子氏）が“働く婦人”“お母さんのために”子どもが犠牲になる事がないようにと熱意を持って、情熱を傾けて、乳児だけの保育所を開設していく決意をしました。

横浜の米軍接収地が解除され、その中で神奈川区亀住町の国有地の払い下げを求めて、大蔵省を始め、神奈川県財務課や各方面との折衝を根気よく続けながら、地域の方々の大きな協力と設置活動の中で乳児保育園設置が実現となりました。

当時は産休明けから入所可能という乳児保育園は全国的にもめずらしく、また、横浜でも初めてでした。“乳児は母親の手元で育てるべきだ”論が主流の中、必要悪的存在でしたが「保護者が安心して働き続けられる様に」「子どもたちの健やかな成長・発達を願って」と昭和47年5月1日に0歳児～2歳児まで60名定員の保育園として開園しました。

その後、3歳児では転園をしなければならず、保護者の方々には3歳以降の受け入れ園探しで四苦八苦する状況が生まれ、保護者の方々の強い要望と職員からの「乳児から幼児までの一貫した保育を！」の希望が多くあって、昭和62年定員変更を行い90名となり、平成元年施設の大規模修繕を行い、0歳児～5歳児までの保育に取り組んできました。そして、平成26年度4月より、隣地に幼児棟を増築し、115名まで定員を増やし、その後の保育ニーズにより、現在は90名の定員の保育園になっています。

保育園は0歳児から就学前までの子どもたち、一人ひとりが愛情を持って大切に育てられ規則正しい基本的な生活習慣が身につくように、また友だちと一緒に遊んだり学んだりする中で、丈夫な身体、自立心、協調性を身につける育ち合いの場となります。

ご家庭と地域、保育園とが協力し合い、共に学び合いながら保育を進めていきます。

5 保育の理念

- (1) 子どもの最善の利益を求める「子どもの権利条約」を遵守し、児童憲章、児童福祉法を守り発展させていきます。
- (2) 保育を必要とする乳児・幼児を養護・教育し、すべての子どもの発達を保障していきます。
- (3) 地域社会で子どもの育ちを最優先する立場から、施設開放、子育て中の育児不安等の相談など保育所を地域社会の有用な社会資源として活用を図ります。
- (4) 激しく変化する社会のなかで保育に対するニーズは、複雑化し更に多様化しつつあります。このニーズに応えていくことのできる広い社会的視野にたち、たえず保育内容の改善をすすめます。

6 保育方針

- (1) 子どもたちが、心身ともに健やかに成長・発達できる保育内容・良好な環境を保障します。
- (2) 保護者の方々も、安心して働き続けることができる保育環境を整えます。
- (3) 保護者の方と手を取り合って子育てをし、その成長の喜びを共感できる関係を築いていきます。

7 保育目標

- * **元気に遊べる子ども**
心身を使い、思い切り遊べる子ども
- * **自分を表現し、工夫し、考える子ども**
自己表現をしっかりとて、集団の中で工夫し、考え、行動できる子ども
- * **仲間と共感しあう、心豊かな子ども**
友達が大好きで思いやりのある心もち、感性豊かな子ども

8 保育の姿勢

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行う。
- (2) ありのままの子どもたち一人ひとりを大切に受け止め、個人差を考慮し、自ら伸びようとする力を育てる。
- (3) 安定した生活リズム、心豊かに育つ環境を整える。
- (4) 保育者同士の連携を深め保育内容の向上の為に、積極的に自己研鑽をし、倫理観、専門性、感性の向上に務める。
- (5) 子ども、保護者、職員に対して、人としての尊厳を守る。

9 職員体制

施設長	1人（常勤）
保育士	24人（常勤：15人、非常勤：9人）
調理員（栄養士除く）	3人（常勤：2人、非常勤：1人）
看護師	1人（常勤：0人、非常勤：1人）
栄養士	1人（常勤：1人、非常勤：0人）
事務員	1人（常勤：1人、非常勤：0人）
その他（用務・保育、調理補助）	4人（常勤：0人、非常勤：4人）

*年度により変更有

10 保育(養育・教育)を提供する日

開所日	日曜・祝日を除く全ての日
休所日	年末12月29日～年始1月3日

11 保育(養育・教育)を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時15分から午後7時15分まで
土曜日	午前7時15分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間 （11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間 （11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時15分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後7時15分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間 （8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間 （8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時15分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時15分まで

12 保育時間についてのお願い

- ◆ 児童表に記載していただいた保育時間が、皆さんと保育園との基本的な約束の保育時間となります。認定時間に限らず、勤務時間と通勤時間が保育時間となります。
- ◆ 延長保育の利用にあたっては、事前申込みが必要です。事前の申込みのない方の延長保育は、基本的に受けられませんので、必ず事前の申込みを行ってください。保育実施のためにあらかじめ職員配置等の準備を行うことから、前納とさせていただきます実際に延長保育の利用がなくても利用料等のご負担をいただきます。

(1) 保育時間（利用できる時間帯）

- ・「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、給付の範囲で利用できる時間帯が異なります。
- ・育児休業中や休職中は、「保育標準時間」の利用はできません。「保育短時間」への変更手続きを区役所の家庭支援課で行ってください。
- ・白百合乳児保育園の保育時間は、下記のようになります。

<保育標準時間認定の方>

平日

朝延長保育	保育時間	夕延長保育
7:15~ 7:30	7:30~18:30 (11時間)	18:30~ 19:15

土曜日

朝延長保育	保育時間
7:15~ 7:30	7:30~18:30

<保育短時間認定の方>

平日

朝延長保育	保育時間	夕延長保育
7:15~8:30	8:30~16:30 (8時間)	16:30~ 19:15

土曜日

朝延長保育	保育時間	夕延長保育
7:15~8:30	8:30~16:30 (8時間)	16:30~ 18:30

(2) 延長保育

「保育短時間」認定のお子さんは、保育時間・8時間(8:30~16:30)を超える前後の時間帯、「保育標準時間」認定のお子さんは、保育時間・11時間(7:30~18:30)を超える前後の時間帯を利用する場合は、「延長保育」となり、保育料とは別に、延長保育料とおやつ代(申込み方のみ)をご負担いただきます。

① 事前申込み

- ・延長保育を利用する予定の方は、事前に園へお申込みください。申込みは月単位となりますので、申込み・変更・解除の手続きは、前月の25日までをお願いします。

② 延長保育料、おやつ代

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。また、18:30以降の延長時おやつを希望する方は、別途おやつ代をご負担いただきます。
- ・おやつについては、申し込むことも申し込まないことも出来ます。帰宅してからの夕食の具合や、お子さんのお腹のすき具合などで検討して頂き選択して下さい。
- ・利用料については、15分単位の料金設定となっています。

a.延長保育料額(月額)

1.単価

基本単価	15分あたり 850円
10日以内利用	15分あたり 420円

2.きょうだい減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

3.AB階層減免

AB階層	50%減免
------	-------

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

b.おやつ代

	おやつ代	
	1月利用	10日以内
AB階層	50%減免	
CD階層	1,300円	650円

③ 利用にあたっての注意

- 延長保育の利用にあたっては、事前に申し込んでいただき、保育実施のためにあらかじめ職員配置等の準備を行うことから、申し込み後、実際の利用がなくても返金は致しませんのでご注意ください。
- 利用のないことがあらかじめ分かっている月は、前月の25日までに、園へ変更または解除の申請を行ってください。
- 延長保育の申込みのない方が、やむを得ず緊急で利用する場合や申込み区分を超えて利用する場合は、後納にて1ヶ月又は10日以内の区分での料金を徴収させていただきます。
又、いずれの場合も日割り計算は行っていません。

(3) 閉園時間後のお迎えについて

お迎えは、遅くとも19:15までに園を出られるようにお願いします。やむを得ず19:15を過ぎてしまった場合、お子さん一人1回につき15分1,000円を負担していただきます。

13 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 （3歳児クラス以上は無償）
延長保育料	P.8 参照
3歳クラス以上主食・副食費	副食費 月額 4,500 円 主食費 月額 2,000 円
教材に関する料金	幼児部（3～5歳児）のみ。クレヨン・のり・はさみを 購入した場合実費（1,600円程度）
布団リース代	一ヵ月 350円 年額 4,200円
紙おむつ代 （サブスクリプション）	オムツをしている期間。（パンツへの移行期を除く） 月額1,780円（紙おむつ、おしりふき含む。横浜市から 500円の補助金が出ています。）
日本スポーツ振興センター災害給付金	年額 315円
行事、その他の料金	・いもほり遠足に係る費用（いも畑代金・交通費として750円程度） お別れ遠足交通費（4.5歳児）、お泊り保育食材料費等実費（5歳児のみ） *年度変更あり、実施後別紙詳細にて徴収させていただきます。
毛布クリーニング代 （汚れたとき、退園のとき）	800円程度

14 支払方法

- ◆ 口座を登録して頂き、引き落としとなります。毎月明細書を入れた袋が配られますので、確認したらサインか押印して袋だけ戻してください。場合によっては、現金で集金することもあります。

15 各クラス 園児・職員配置基準

年齢	クラス名	グループ名	定員	保育士1人当たりの 受け持ち人数（市基準）
0歳	0歳児クラス	ひよこ・うさぎ	3名	園児3名に1人
1歳	1歳児クラス	ちゅうりっぷ・たんぽぽ	16名	114名に1人
2歳	月ぐみ	かぜ・そら	17名	115名に1人
3歳	虹ぐみ		18名	115名に1人
4歳	星ぐみ		18名	1124名に1人
5歳	太陽ぐみ		18名	1124名に1人

16 保育園の一日（デイリープログラム）

	《0歳児クラス》	《1・2歳児クラス》	《3～5歳児クラス》
7:15	開所・朝の延長保育 視診・触診	開所・朝の延長保育 視診・触診	開所・朝の延長保育 視診・触診
7:30	順次登園	順次登園	順次登園
9:00	朝のおやつ 午前の活動 ・室内遊び ・お散歩等	集まり 朝おやつ 午前の活動 ・室内遊び ・戸外遊び 等	集まり 午前の活動 ・室内遊び・戸外遊び・運動 ・製作・散歩 等
10:15	昼食（離乳食・乳児食）		
11:00	午睡	昼食（乳児食）	昼食（幼児食）
12:30		午睡	午睡
14:00	目覚め、検温 授乳 午後の活動		
14:30		目覚め（1歳児のみ検温）	目覚め
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
15:30		午後の活動	午後の活動
17:30			
18:30	降園	延長保育	延長保育
19:15	閉 所		

- ◆ 乳・幼児にとって朝の起きる時間、三回の食事、寝る時間は、大人がつくってあげる大切な生活習慣です。
- ◆ ご家庭と協力し、子どもの1日（24時間）の心地よい生活リズムをつくっていきます。

新入園児の時間短縮保育

初めて保育園での集団生活を始めるにあたり、園の環境、雰囲気は無理なく慣れていただくために、慣らし保育を行っています。職場復帰日等の関係による日程や期間について調整や相談のある方はお知らせください。目安は以下の通りです。

1日～2日目	保護者参加の中で半日過ごし、園での生活を見ていただきます。（お子さんは昼食を食べてから降園です）保育士は保護者との関わり方・姿を拝見させていただき、なるべく同じように対応していきたいと考えています。
3日～4日目	お子さんだけで昼食まで過ごします。
5日目より	お子さんの状態に合わせて保育時間を延ばします。
7日程度	慣らし保育は終了します。

17 全体的な計画

ク ラ ス	
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能の一つ一つをゆっくりしっかりと発達するよう、その時期にあった活動を充分に行う。 ・大人との心地よい応答的な関係を基に、触れ合いを十分にしながら情緒を安定させ、感情表現を豊かにする。 ・大人との安心感の下で、心ゆくまで探索をし、物への関心を広げていく。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・生理的欲求が満たされ、望ましい生活リズムを身につけていく。 ・安心できる大人との関係の下で欲求を出し、自発性を高めていく。自己主張を受け止めてもらい、気持ちを切り換えていく。 ・大人を仲立ちにして、友だちと遊ぶ楽しさを知る。 ・身の回りの様々なものを、満足するまで触ったりして遊び、自然物などにも興味を持ち関わろうとする。 ・自分でできる喜びを感じ、生活の見通しを持っていく。 ・言葉がわかって思いを盛んに指さし、身振り、片言で伝えるようになる。・二語文を話し始める ・探索活動や生活や経験したことの模倣あそびが盛んになり、外への興味や関心が高まる。 ・全身を使って動くことを楽しむ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・大人との安定した関係の下で、身のまわりのことを自分でやろうとし、基本的な生活習慣を形成していく。 ・自己主張をし、受け止められることで自我と依存の間を揺れ動きながら自立へと向かっていく。 ・友達と遊びたいという気持ちが芽生え、大人を仲立ちにして一緒に遊ぶ楽しさを知る。 ・身近な動植物などに触れ、興味関心をもつ ・様々な生活経験を通してイメージや表現を豊かにしていく。 ・言葉が増えて、要求や気持ちを表現しようとする。 ・絵本や紙芝居などを楽しむ。繰返しのある言葉の模倣を楽しむ。 ・歩行がしっかりとできてきて、基本的な運動機能が伸び、思うように動かせるようになってくる。 ・みだてつもりを楽しむ。 ・様々な素材に触れて楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムが整い、基本的な生活習慣が身についてくる。 ・自我がはっきりとし、集団の中で自分を発揮する。 ・簡単な決まりを守ろうとする。 ・身近な動植物や、自然現象を見たり触れたりすることで親しみを持ち、季節の変化などに気づき始める。 ・自分が思ったこと、感じたことを言葉にしようとする。 ・大人や友だちとやり取りを楽しむ。 ・絵本などの内容がわかり、イメージを持って楽しんで聞く。 ・体の動きが巧みになる。 ・「～しながら～する」という2つのことが同時にできるようになる。手先の動きが分化してくる。 ・ごっこ遊びが発展してくる。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣が自分のものとなり、自立していく。 ・周りから見られていると揺れる思いを見守り励まされながら乗り越えていく。 ・見られる自分に気づき、葛藤を経験しながらも仲間といる喜びや楽しさを感じていく。 ・生活の中で数や量、時間、空間などの概念に興味をもつ。 ・身近な様々な事象に関心を持ち、自然界の不思議さ、美しさに気づき、理由を探そうとする。 ・友だちとの会話を楽しむ。 ・自分の思いや考えを伝える力や相手の話を聞く力を身につけていく。 ・全身のバランスをとる能力が発達し、様々な動きを組み合わせる巧みに体を動かして遊ぶ ・主体的に行動し、励まされながら成し遂げ、喜びを感じる。

5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活が自立し、場所に応じて適切な行動ができるようになる。 ・さまざまな取り組みの中で自信をもって自分を発揮できる。 ・集団の中でお互いを認め合うことができる。 ・生活の中で、自分の生活に関わるあらゆることに興味関心をもち探求していく。 ・地域や小学校の生活などに関心をもつ。 ・身近な動植物に関心をもち、いたわり世話をする。 ・豊かな話し言葉を獲得し、言葉によって考える。 ・思ったことを相手に分かるようにはなし、適切に应答する。 ・物語に親しみ、イメージを膨らませる。 ・様々な遊具や用具を使い、複雑な運動ができる。ルールのある集団遊びができる。 ・自分が想像したものや興味を持った話などを表現したり演じてみたりして楽しむ。
-------	--

年間行事	<p>◆保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動と、楽しく意欲的に参加でき生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いをもたせたいと考えています。</p> <p>4月 進級を祝う会・入園式・クラス懇談会・離乳食懇談会 5月 2～5歳児クラス遠足（保護者同伴）・1歳児クラスあそぼう会（保護者同伴） 6月 児童健康診断・5歳児個人面談・プール開き・歯科検診 7月 七夕・園舎大掃除・白百合なつまつり 8月 5歳児クラスお泊り保育・夏季保育体制・プールじまい 9月 盆踊り・クラス懇談会 10月 運動会・お芋ほり遠足（4・5歳児）・焼き芋会 11月 0歳児クラスあそぼう会・1歳児クラス遠足（0・1歳児クラスともに保護者同伴） 給食試食会・児童健康診断・歯科検診 12月 おたのしみ会（保護者参加）・クリスマス会・個人面談 1月 初釜・個人面談 2月 節分・伝承あそび（2～5歳児クラスの祖父母参加）クラス懇談会 3月 ひなまつり会・おわかれ遠足・おわかれ会・卒園式・新入園児説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誕生会・消火避難訓練・身体測定は毎月実施 ・防犯訓練は年1回実施 ・布団乾燥は年4回実施・園舎消毒（害虫駆除）は年2回実施 ・園舎大掃除（保護者会共催） ・3, 4, 5歳児尿検査は年1回実施 ・3歳児視聴覚検診は年1回実施 ＊育児講座・教育懇談会は各年1回実施 ＊日程等は行事予定表を各家庭に配布するとともに、毎月園だよりにも載せています。 ＊時期については、その年により変動する場合があります。
------	---

18 給食等について

	提供内容				一日の目標エネルギー量の目安 (保育園での摂取割合)
	朝おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	950kcal (50%)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	×	○	○	○	1300kcal (40%)
4歳児	×	○	○	○	
5歳児	×	○	○	○	

※食事摂取基準による

成長の著しい乳幼児期に、“睡眠”と“食事”以上に大切なことはありません。特に“食べる”という行為は、すべてにつながる、まさに“生きる”ことであり、当園では、その行為の第一歩である離乳食を基礎に、食べることが大好きな子になるような栄養のバランスを考えた食事作りをしています。

<食事目標>

- *正しい食習慣を身につけていく
- *食べることの大切さを伝える
- *様々な食材に触れることで心の発達につなげていく

<献立のねらい>

- ①子どもたちの食欲がわく献立
- ②子どもたちの発達に合った献立
- ③日本の四季を味わう献立
- ④日本の風土に親しみ文化を継承する献立
- ⑤いろいろな食文化に触れる献立

- ◆ 園での昼食・おやつは、手作りです。毎月、上記の食事目標・献立のねらいに基づいた予定献立を作成し、バラエティー豊かなものを心掛けています。各ご家庭にも予定献立表（離乳食と乳児食・幼児食）を配布しますので、ご確認ください。HPからも見る事が出来ます。
- ◆ 給食のサンプルは、毎日（土曜日を除く）玄関に展示してあります。衛生管理上、夏は写真になります。保育園ではどのようなものをどのくらいの量食べているのか、送迎の際にお気軽にご覧下さい。幼児食は、園庭の掲示板に写真を貼り出しています。また、使用している食材の産地もサンプルの上に毎日掲示しています。
- ◆ 安全性と確かな味覚形成の為に、薄味にし、信頼出来る業者からの仕入れをしています。また食器にも気を配り、安全で家庭の食卓にちかいもの、子どもの発達に合わせたものを使いたいと考え、陶器や強化磁器等を使用しています。
- ◆ 0歳児は離乳食～乳児食、1、2歳児は幼児の前段階として乳児食、3、4、5歳児は幼児食、と子どもの発達段階に合わせた食事を提供しています。
- ◆ 離乳食の懇談会や給食試食会等も行っています。
- ◆ クラスの子どもたちと栄養士による食育活動も行っています

[0歳児クラス]

- ・ ミルクは明治乳業の「ほほえみ」を使用しています。「ほほえみ」以外のミルクを希望される方はご相談ください。
- ・ 冷凍母乳パックを希望される方は、ご相談ください。
- ・ 個人差の大きい離乳食の時期は、月齢だけで見るのではなく、その子どもに合わせて食事形態、量、時間等を考慮しています。
- ・ 離乳食完了期頃には、おやつが入ってきます。

[1歳児クラス]

- ・ 消化機能や咀嚼能力の未熟な乳児には、離乳食の次の段階として乳児食が必要です。食べ物の大きさ、味付け等配慮しています。(家庭では刺激の強いものなどは控えましょう。)
- ・ おやつは、午前9時、午後3時の2回です。朝のおやつは、季節の果物やドライフルーツ、干し芋などです。又、せんべいは自然食のものや添加物を含まない薄味で安全なものを使用しています。

[2歳児クラス]

- ・ おやつは、午前9時、午後3時の2回です。
- ・ 食事は、食具にも興味を持って意欲的に食べる時期です。後半には、幼児食への準備として3歳クラスに上がるまでに雑穀米・鯖缶・しらたきなどご家庭で試していただきたい食材があります。

[3、4、5歳児クラス]

- ・ 幼児になると活動量が増し、食事の量も増えていきます。食品本来の味を生かした調理法にしています。

19 食物アレルギーについて

当園は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、『白百合乳児保育園』アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ◆ 医師の診断をもとにアレルギー除去等の対応を行っています。検査結果と生活管理指導表を提出して頂き、クラス担当と栄養士、看護師をまじえて相談・面談いたします。
- ◆ 食事についてお困りのことがありましたら、栄養士との相談・面談等も行っていきます。

20 入園時に用意していただくもの

(1) 入園・進級時に保育園に提出していただくもの

書類	児童票	1部	変更があった場合は届け出て下さい。	
	園児引取り人届	1部	//	下記参照
	健康台帳	1部	園で保管。予防接種を受けた場合は所定の用紙でお知らせ下さい。	
	健康ノート	1部	身体測定や健診の後に記入しお返しします。	
	預金口座振替依頼書	1部	月毎の引き落としの口座を登録してください。	
	災害共済給付金制度 申込書	1部		

◆園児引き取り人届の提出について

- ・災害時、保護者または同居親族の方が何らかの事情により早期引取りが困難と予想される場合、園児を速やかに安全に引き渡す必要上「代理引取人」を届け出て下さい。
- ・園児の引渡しは、事故防止のため届け出のある保護者、または代理引取人以外には引渡しません。
- ・届出事項に変更があった場合は速やかに届け出て下さい。

(2) 保育園生活で使用するもの

◆服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装、お子さんの体のサイズに合ったものを選びましょう。
- ・汗を吸い取りやすい素材の物を選びましょう。
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。
- ・活動を妨げない上下別々の下着や服を選びましょう。
- ・安全面を考えてスカート、またはスカートがついているズボンは避けるようにしてください。
- ・髪を結ぶゴムは、けがの原因にもなりますので装飾のないものにしてください。

◆オムツについて

- ・紙おむつのサブスクリプション（紙おむつ、おしりふき）を利用しています。処分費は、補助金が出ていますので無料です。パンツへの移行期で使用枚数が減ってきた方は、ご相談により紙おむつ、おしりふきの持参をお願いしています。

◆手拭き等について

- ・手洗い後の手拭きは、ペーパータオルを使用しています。持参する必要はありません。
- ・食事、おやつのときの口拭きタオルは、使い捨ての口拭き又は園で用意するおしぼりを使用しています。

週一回持ってくる物	寝具類	敷布団カバー	1枚	布団・毛布はリースです。
		毛布カバー	1枚	
		おねしょパット	1枚	必要な場合
		タオルケット	1枚	夏用
		バスタオルまたはスポーツタオル	1枚	頭の下に敷きます。布団に折り込める大きさのもの。
毎日持ってくる物	着替え	ズボン・パンツ・肌着・シャツ・トレーナー・靴下等	3・4組程度	季節に応じたもの 安全のため、フードのついていないものをご用意ください。 毎日、必要なものです。不足があれば補充しましょう。
		ビニール袋		濡れたり汚れたりした服を入れます。かごに入れておいてください。
	0・1・2才児 ※2,3	連絡帳	1冊	
		3・4・5才児 ※4	連絡帳	1冊
	リュックサック		1つ	
	水筒		1つ	中身はお茶か水／毎日きれいに洗いましょう。蓋がコップ状になっているものが汎用性が高いです。
	コップ		1個	プラスチック製※1
	洗濯物入れ		1	エコバックのようなもの
		クッキングセット	1式	スモック・帽子・マスク（クッキングをするときに必要になります。）

※1 事故防止のため、園では現在歯磨きをしておりません。

※2 食事用エプロンは、不織布の使い捨てエプロンを用意していますが、お子さんが嫌がり、服の汚れ等気になる方はお持ちください。

※3 紙オムツ・おしり拭きは、パンツへ移行する際にオムツのサブスクを止めた場合には必要になります。

※4 虹組から太陽組は9～10月に紅白帽を使用します。

持ち物全てに必ず名前を書いてください。

※敷布団・毛布のカバーはすっぽり包める袋型のものを用意してください。

＜カバーのサイズ＞

敷布団：80cm×130cm

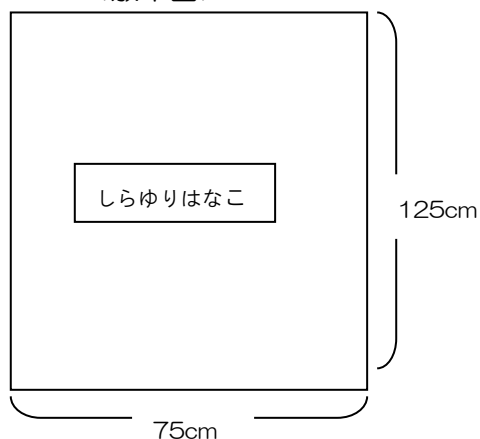
毛布：90cm×120cm

※2つ折りにして名前が見えるよう、中央にお名前を縫い付けてください。敷布団は名前面が床側になります。

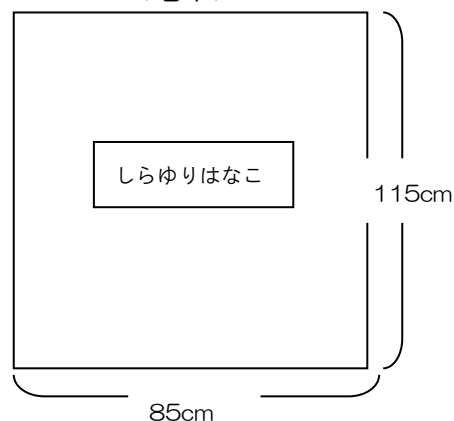
（名前のサイズ
縦 10cm×横 30cm くらい）

☆園で使用する敷布団・毛布のサイズ

＜敷布団＞



＜毛布＞



21 登園、降園について

- ◆ 入室前に、保護者も子どもも手洗いをして感染症の予防にご協力ください。
- ◆ 登園時は、ICカードをかざしてください。お迎え時もICカードをかざして入り、支度が終わったら速やかに退室してください。ICカードを忘れたときは、登降園時間をクラスにある登降園時間表に記入して下さい。
- ◆ 落ち着いた環境づくりをしていくために、きょうだいのいるご家庭は登園時にはお兄(姉)ちゃんから、降園時は弟(妹)のクラスから先にお願ひします。お兄(姉)ちゃんの2階への入室は控えてください。また、在園児以外のきょうだいの方も2階への入室は控え、送迎時には玄関で待つ様お願ひします。
- ◆ 登園したら、必ず職員に声をかけるようにしてください。
- ◆ 登園は、1日の保育の流れや昼食準備のため、9時までにお願ひいたします。
- ◆ 登園が遅れる場合、都合、病気で休みする時は、理由もお知らせ下さい。また、前もってお休みのわかる方は、担任までお知らせ下さい。
- ◆ 園に届けている緊急連絡先以外に行く場合、出勤していない場合は、必ず当日の連絡先をお知らせ下さい。
- ◆ 保護者以外の方がお迎えの時は、事前に保護者の方と一緒に来て面識いただいた方、また、身分証明書で確認の出来た方とさせていただきます。その場合も前もってお知らせ下さい。当日変更のあった場合には、必ず保護者の方が連絡して下さい。
小・中学生の送迎は事件・事故防止のためお断りしています。
- ◆ 通常のお迎え時間より早くなる時、遅くなる時は必ず連絡を下さい。
また、お迎えは18時31分から延長保育となり、別料金が発生します。
- ◆ お迎えの後に、園庭で遊ぶことは危険です。速やかにお子さんと一緒に降園下さい。
- ◆ 子どもの玩具、お菓子、お金をリュックに入れたり、子どもに持たせて登園したりしないようにしましょう。
- ◆ 自動車・自転車で送迎の方は、事故防止ならびに近隣の方に迷惑がかからないようご協力お願ひします。自動車での送迎時には必ず『保育園送迎中』のプレート(事務所でお配りしています。)を見えるところに表示し、園の駐車場を利用して下さい。やむを得ず路上駐車する場合は、園の塀に沿って駐車をし、エンジンを切り、ミラーをきちんとたたんで下さい。車の中には貴重品は置かず、降車の際は大人が先に降りて安全を確認しましょう。送迎の際の駐車、駐輪は10分程度で行うようお願いいたします。
なお、懇談会や行事の時の園の駐車場の利用はご遠慮ください。
- ◆ お知らせの掲示物、お便りなどはよく読んでおいてください。
(園内での配布物等、私物のやりとりは、園の許可を得てからお願ひします。)
- ◆ 現金の支払いがある場合は、おつりのないようにして事務所にお願ひします。

<登降園管理システム～カードの使用について>

園児の安全のため、正面門を24時間施錠しています。登降園時に門の横の読み取り機にカードをかざして下さい。

また、園から外に出るときは門の内側にある「ボタン」を押して開錠できます。

なお、幼児棟園庭の門は、終日締め切りとし、緊急時以外の開閉は行いません。

◆ 「カード」について

別紙「カード登録名簿」を事務所へ提出してください。番号を登録したカードを後日お渡します。1世帯2枚までとします。それ以上必要な方はご相談ください。有料となります。

所有者の管理は園で行います。名簿は本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

◆ 使用上の注意

- ・ 門扉上部のカギは、必ずヨコにして閉めてください。
- ・ カードを忘れたり、カードを持っていない人が急にお迎えに来たりした時は、インターホンで入って頂き、事務所に一声かけて下さい。
- ・ 登降園時は門が開いていても、必ず、カードを読みとり機にかざして下さい。時間が記録されます。
- ・ 子どもにかぎを開けさせないでください。とても危険です。
- ・ カードを使えば誰でも開錠できます。カードへは園名やお名前を記入せず、保管には十分ご注意ください。
- ・ 紛失した場合は速やかにご連絡ください。当該番号を無効とします。
- ・ 紛失・破損した場合は、費用（770円）を負担していただきます。
- ・ 退園の時には返却となります。

2.2 保護者と保育園との連携について

◆当園は保護者ととも子どもを育てていくことと、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

<連絡帳>

- 連絡帳は、ご家庭と保育園をつなぐ大切な記録です。子どもたちの一日の生活を把握し、お互いに連絡帳で伝えあいます。毎日記入して持ってきてください。
- 古くなった連絡帳も、成長の記録として扱っておりますので、抜いたり、紛失したりしない様にしてください。（成長の大切な記録として、0・1・2歳児クラスの児童には、表紙をつけてお返しします。）
- 幼児（3・4・5歳児クラス）からはA6サイズのノートにかわります。3歳児クラスの一冊目は見本として保育園で用意をします。二冊目からはご家庭で用意をお願いします。

<園だより・クラスだより>

- 保護者の方に各クラスの「月のねらい」「子どもたちの姿」「活動の取り組み」行事等お知らせをしています。
- 毎月一回発行しています。園だよりは第三者委員にも配布をしています。

<保護者との連携について>

保護者と保育園は連携を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。また、行事への参加や懇談会、保育参加、個人面談等を通して子どもの成長・発達とともに喜び合っていきたいと思えます。

- ① 保育園からの連絡は、園だよりなどの印刷物や掲示板、まち comi メール等でお知らせいたします。
- ② 日々の出来事はクラスだよりや連絡帳、または降園時に口頭でお伝えしています。
- ③ 同世代の子どもたちと遊ぶ集団生活の中では、保育園としては十分注意をしていますが、「かみつぎ」や「けんか」等のトラブルによるけがをすることもあります。状況を説明し、双方の保護者の方にお伝えします。
- ④ 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所・電話番号・勤務先等に変更がある場合はすみやかにお知らせください。

23 健康診断、健康管理について

<健康診断>

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

(1) 各種健康診断等を実施しています。

項目	対象	内容など
内科健診	全園児	年2回(春・秋)嘱託医が行います。
歯科検診	全園児	年2回歯科医が行います。
身長・体重の測定	全園児	①毎月行います。(生後6ヵ月までは月2回実施) ②計測後、健康ノートでお知らせします。 (確認後、印またはサインをして、健康ノートは園にもどしてください。)
視聴覚健診	3歳児	年1回行います。小児療育センターに依頼します。
尿検査	3・4・5歳児	年1回行います。

(2) お子さんの体質等で気になっていることがある方は、担任にお知らせ下さい。

(3) 集団生活を始めるにあたり、予防接種等はおかかりつけ医に相談しましょう。

また、予防接種を受けた時には用紙に記入し、お知らせ下さい。

(4) 病気の場合は、おかかりつけ医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には、医師の指示に従ってください。(乳幼児がおかかりやすい主な感染症 26.27 頁参照)

(5) 保育中の発熱や下痢、嘔吐、咳等いつもと様子が違う場合には、保護者の方に様子をお伝えします。

早めのお迎えをお願いすることもあります。

(6) 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、担任にお知らせ下さい。

園での投薬は原則としてできません。

<嘱託医>

以下の医療機関（内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	天 野 医 院
医 院 長 名	天 野 宏 子
所 在 地	横浜市神奈川区白幡仲町 3-34
電 話 番 号	045-433-2323

<歯科医>

医療機関の名称	清 水 歯 科
医 院 長 名	清 水 義 央
所 在 地	横浜市神奈川区六角橋 2-34-20 共同ビル 1F
電 話 番 号	045-491-7561

24 子どもの育ちのために

- ◆ 元気に、楽しく、出来るだけ病気をしないようにご家庭と保育園とで連絡を取りながら、子どもたちが健康で笑顔で過ごせるようにしたいと思います。ご家庭でも次のようなことに配慮してみてください。

(1) 普段、こんなことに気をつけると良いでしょう

早寝早起きを心がけて、生活リズムを整えましょう。	基本的な生活リズムは乳幼児期に作られます。生活リズムの乱れは健康や身体、心の発育発達に影響しますので、規則正しいリズムを刻めるように、また、成長発達に欠かせない睡眠が十分取れるように、大人が生活の工夫をしましょう。 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のためにあお向け寝にしましょう。
歯磨きは点検磨きをしてあげましょう。	虫歯は病気です。歯が生え始めてから小学校の低学年までは大人が仕上げ磨きをしましょう。
衣服や靴は、体のサイズにあったものにしましょう。	大きめの服は袖や裾あげをすると動きやすくなります。フードや金具付きは避けてください。引っ掛けたり、転んだりして危険です。下着を着せ、薄着にしましょう。靴は、つま先に、5ミリくらいの余裕のあるものがよいです。月に1回程度、靴も洗ってください。
1日に必要な睡眠時間の目安 (厚生労働省 未就学児睡眠指針より)	3ヶ月 14～15時間 6ヶ月 13～14時間(2～4時間の昼寝を1～2回) 1～3歳 11～12時間(1.5～3.5時間の昼寝を1回) 3～6歳 10～11時間(昼寝はさらに短く、5歳頃にとらなくなる)
週1回程度は爪を切りましょう	子どもの爪や皮膚は薄いですから、自分やお友だちを引っ掛けたり怪我をしたり傷にったりします。
朝食はしっかり摂りましょう。	”1日が始まる”という身体への重要な合図です。夕食に食べた分は夜中に使ってしまいますから朝食で補わないといけません。子どもは遊ぶための活力の他に、成長するための栄養が必要です。毎食バランスのよい食事にしましょう。
入浴をして、皮膚や髪の毛を清潔に保つようにしましょう。	子どもは新陳代謝が盛んです。入浴して清潔を保ちましょう。自分で髪を洗えるようになっても、大人が必ず見てあげましょう。朝の洗面はさっぱりすると同時に、1日の始まりの合図です。髪が長いと思わぬ事故につながる可能性があります。長い髪は、飾りのないゴムで結んでください。
排便の習慣をつけましょう	朝食後出なくても便器に座る・・・排便も習慣です。4歳過ぎても排便後の後始末は上手ではありませんから見てあげましょう。
手洗い・うがい・鼻かみなどの習慣をつけましょう	多くのカゼや胃腸の感染症は、手洗いで防ぐことができます。外出から帰った後、トイレの後、食事の前に手洗いが習慣となるように教えてあげましょう。

(2) 毎朝、子どもをよく見て体に触れてあげましょう

- ☆ 子どもは、体の不調を的確に訴えることができませんから、大人が顔色・食欲・便の様子などをよく見てあげましょう。
- ☆ 大きい子は自分で着脱でき、その分大人の目が届きにくくなります。着替えの時など、子どもの体を見たり触れてあげたりすることが大切です。
- ☆ 日頃から睡眠、食事、生活リズムに留意し、体力の保持、増進に努めましょう

病気にかかったら、こんな注意が必要です

- ◆ 病気を治すには、時間が必要です。
医師に診てもらい、薬を飲み医師の指示に従って集団で過ごせるようになるまで療養しましょう。
- ◆ 症状に合った栄養が必要です。特に下痢の時は、食事制限があり、軟らかい消化の良い物にして、油類は避けるなどの注意が必要になります。
- ◆ 回復期は、慎重に過ごしましょう。熱が下がった、薬を飲んだら下痢が止まったなど、症状がおさまっても体力の回復には時間がかかる場合があります。保育園の中での安静や、症状にあわせての給食は対応できないことがありますのでご相談ください。

感染症・伝染病にかかった時は・・・

- ◆ 集団生活の場では、伝染病については特に注意が必要です。
- ◆ 集団保育では感染症が発生しやすいため、時期を逸せず予防接種をお勧めします。
- ◆ 感染症と思われるお子さんは、直ちに受診していただき、感染症と判断された場合、お子さんは治癒するまで登園ができません。園内ではできる限り感染経路を遮断するための消毒を行います。
- ◆ 目やにがある場合も、伝染力の強いものがありますので、眼科医の診断を受けるようにお願いします。
- ◆ 洗髪しているのに頭をかゆがる、白いふけのような物が取れないときなどは、頭ジラミが疑われます。園児への広がりも心配されますので、注意してよく見てください。園にもお知らせください。

保育園で具合が悪くなったとき

- ◆ 保育中に発熱、下痢、嘔吐があったり、咳がひどくてゼイゼイする時、万一怪我をした時など連絡いたします。状態に応じて、緊急に、お迎えをお願いすることもありますので、ご協力下さい。また、伝染病が疑われる場合もお迎えをお願いします。
- ◆ 園で具合が悪くなった場合は、電話で連絡をすることになりますが、保護者の方の都合がつかない時に頼める人を日頃からお願いしておくといでしょう。
- ◆ 保育中に怪我をし、早急に病院受診が必要と思われる場合は、保護者に連絡し、園で連れて行きます。出張や、所用で、職場を留守にするときには、連絡帳または電話等で必ずお知らせ下さい。

お願い

- ◆ 病気(伝染病も含む)で休む時は、病名や症状をお知らせ下さい。
- ◆ 集団生活を送る上での一番の心配は他児への感染です。受診した時、医師に集団生活をしてよいかどうかを聞くようにしてください。
- ◆ 具合が悪くてお休みした場合は、登園したときにお家での様子をお知らせ下さい。
- ◆ 風邪薬や、抗生物質などのお薬は園ではお預かりしません。医師に相談して、内服は朝・晩だけでよいお薬などを処方してもらって下さい。
- ◆ 家庭で薬を飲んで来たり、身体に貼付(ケリリフ等)して来たりしたときは、必ずお知らせ下さい。降園後、自宅で熱が出たり下痢をしたりした場合は、連絡帳や口頭で必ずお知らせください。

(3) 子どもの症状を見るポイント (厚生労働省 HP から)

★子どもの元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくめやすくなります。

○いつもと違うこんな時は

子どもからのサインです！

- ・親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・いつもより食欲がない
- ・目やにがある。目が赤い

○今までなかった発しんに

気づいたら・・・

- ・発しん以外の症状はないか？
- ・時間とともに増えていないか？
などの観察をしましょう
- ・クラスやきょうだい、一緒に遊んだ友だちの中に、疑われる感染症はでていないか確認をしましょう。

【顔・表情】

- ・顔色が悪い
- ・ぼんやりしている
- ・目の動きに元気がない

【鼻】

- ・鼻水、鼻つまりがある
- ・くしゃみがある
- ・息づかいがあら

【目】

- ・目やにがある
- ・目が赤い
- ・まぶたが腫れぼったい
- ・まぶしがる
- ・なみだ目である

【耳】

- ・耳だれがある
- ・痛がる
- ・耳をさわる

【胸】

- ・呼吸が苦しそう
- ・咳、咳鳴がある
- ・咳で吐く

【口】

- ・唇の色が悪い
- ・唇、口の中に痛みがある
- ・舌が赤い
- ・荒れている

【皮膚】

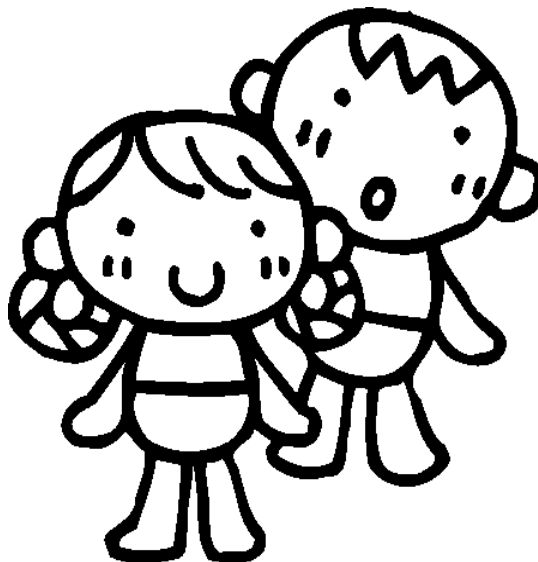
- ・赤く腫れている
- ・ポツポツと発疹がある
- ・カサカサがある
- ・水疱、化膿、出血がある
- ・虫刺されで赤く腫れている
- ・打撲のあざがある
- ・傷がある

【のど】

- ・痛がる
- ・赤くなっている
- ・声がかれている
- ・咳がでる

【食欲】

- ・普段より食欲がない



【尿】

- ・回数、量、色、においがいつもとちがう

【便】

- ・量、色、固さ、回数、におい、下痢、便秘等いつもと違う

【お腹】

- ・張っていてさわると痛がる
- ・股の付け根が腫れている

【睡眠】

- ・泣いて目がさめる
- ・目ざめが悪く機嫌が悪い

(4) 症状別登園のめやす

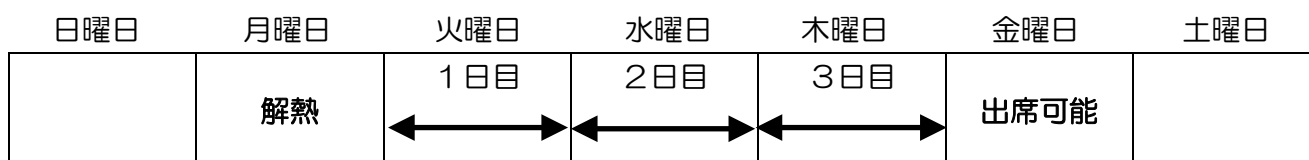
症 状	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱時	<ul style="list-style-type: none"> ◆発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い 食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた ◆1 歳以下の乳児の場合(上記にプラスして) ・平熱より 1℃以上高いとき ・(38℃以上あるとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆前日 38℃を超える熱がでていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり機嫌がよい 顔色がよい ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発しんが出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・24 時間以内に 38℃以上の熱はでていない
下痢の時	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある ・下痢と同時に、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に複数回水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある
嘔吐の時	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に複数回嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳の時	<ul style="list-style-type: none"> ◆前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・咳鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆前日 38℃を超える熱はでていない ・咳鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発しんの時	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんがでて感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき ・口内炎のため食事や水分がとれないとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

※インフルエンザの出席停止の日数の数え方について（厚労省ガイドライン）

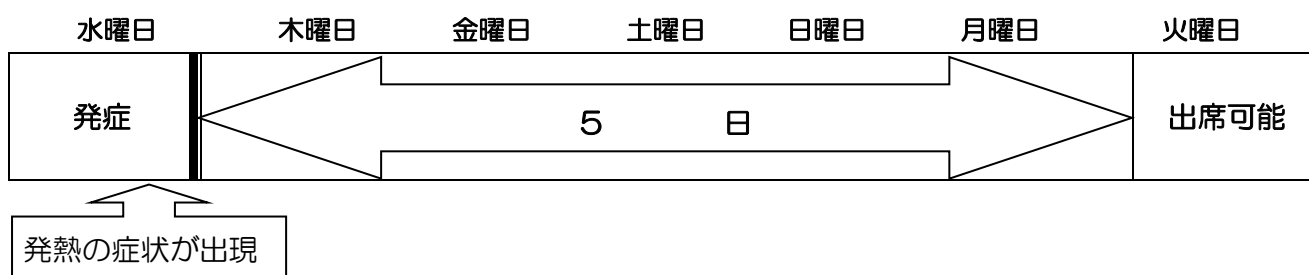
日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



25 保育所における感染症と意見書・登園届の使用方法について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

- ◆ 感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに登園を自粛していただくようにお願いします。
- ◆ いずれも発症時・病後初登園前には必ず受診していただき、意見書（医師が記入する）又は登園届（医師の診断を受け、保護者が記入する）の提出をしてから登園していただくようにお願いします。
- ◆ 家族から感染症が発生した場合もすぐに園までご連絡ください。
きょうだいが発症にかかったり感染が心配されたりする時は、感染拡大防止のために園児の登園も控えていただく場合もありますのでご協力をお願いします。
- ◆ 伝染性膿痂疹（とびひ）については、意見書・登園届の提出は必要ありませんが、必ず受診して頂き、浸出液の多い時期には、患部の場所・数・状態・覆い具合によっては、早めの回復や感染予防のために園の方から登園を控えて頂くようにご相談させていただく場合もあります。アタマジラミ・水いぼに関しても意見書・登園届の提出は必要ありませんが必ず受診して必要な処置をしてからの登園をお願いします。
- ◆ 白百合乳児保育園では、平成30年3月に厚生労働省より発行されました『保育所における感染症対策ガイドライン』を基本に感染症における対応・対策を行っています。

<子どもがかかりやすい主な感染症について>

①意見書が必要な感染症

感染症名	症 状	感染期間	登園基準
麻疹 (はしか)	①カタル期：38℃前後の高熱、咳、鼻汁、結膜充血、目やにがみられる。熱が一時下がる頃、コプリック斑と呼ばれる小斑点が頬粘膜に出現する。感染力はこの時期が最も強い。 ②発疹期：一時下降した熱が再び高くなり、耳後部から発疹が現れて下方に広がる。発疹は、赤みが強く、少し盛り上がっている。融合傾向があるが、健康皮膚面を残す。 ③回復期：解熱し、発疹は出現した順に色素沈着を残して消退する。 <合併症>中耳炎、肺炎、熱性けいれん、脳炎	発熱出現 1～2 日前から発疹出現後の 4 日間	解熱した後 3 日を経過するまで
風疹 (三日はしか)	発熱、発疹、リンパ節腫脹 発熱の程度は、一般に軽い。発疹は淡紅色の斑状丘疹で顔面からはじまり、頭部、体幹、四肢へと拡がり、約 3 日で消える。リンパ節腫脹は有痛性で頭部、耳介後部、後頭部に出現する。 <合併症>関節炎、まれに血小板減少性紫斑病、脳炎を合併する。	発疹出現前 7 日から発疹出現 7 日間まで (ただし解熱すると急速に感染力は低下する)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	発疹は体幹から全身に、頭髪部や口腔内にも出現する。紅斑から丘疹、水疱、痂皮の順に変化する。種々の段階の発疹が同時に混在する。発疹はかゆみが強い。 <合併症>皮膚の細菌感染症、肺炎	発疹が出現する 1 から 2 日前からすべての発疹が痂皮化するまで	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふく)	発熱、片側ないし両側の唾液腺の有痛性腫脹(耳下腺が最も多い) 耳下腺腫脹は一般に発症 3 日目頃が最大となり 6～10 日で消える。乳児や年少児では感染しても症状が現れないことがある。 <合併症>無菌性髄膜炎、難聴(片側性)	ウィルスは耳下腺腫脹前 7 日から腫脹後 9 日まで唾液から検出 耳下腺の腫脹 3 日から腫脹出現後 4 日間は感染力が強い。	耳下腺の腫脹が消失するまで
結核	肺結核では咳、痰、発熱で初発し、おおむね 2 週間以上蔓延する。乳幼児では重症結核(粟粒結核、結核性髄膜炎)になる可能性がある。	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで(3 日連続検査の塗抹検査結果が 3 回とも陰性になるまで)
咽頭結膜熱 (プール熱)	39℃前後の発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、結膜炎(結膜充血)	咽頭から 2 週間、糞便から数週間排出される。(急性期の最初の数日が最も感染性あり)	主な症状(発熱、咽頭発赤、眼の充血)が消失してから 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節の腫脹と圧痛を認める。	発症後 2 週間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	感冒様症状からはじまる。次第に咳が強くなり、1～2 週間で特有な咳発作になる(スタッカート、フープ、レプリーゼ)。咳は夜間に悪化する。合併症がない限り、発熱はない。乳児期早期では典型的な症状は出現せず、無呼吸発作からチアノーゼ、けいれん、呼吸停止となることがある。 <合併症>肺炎、脳症	感染力は感染初期(咳が出現してから 2 週間以内)が最も強い。抗生剤を投与しないと約 3 週間排菌が続く。抗生剤治療開始後 7 日で感染力はなくなる。	特有な咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111 等)	激しい激痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度 <合併症>溶血性尿毒症症候群、脳症(3 歳以下での発症が多い。)	便中に菌を排泄している間	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間あけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	ウィルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎			医師により感染の恐れがないと認められるまで

②登園届の必要な感染症

感染症名	症 状	感染期間	登園基準
インフルエンザ	突然の高熱が出現し、3～4日間続く。全身症状（全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴う。呼吸器症状（院疼痛、鼻汁、咳）約一週間の経過で軽快する。 ＜合併症＞肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児3日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などの症状	発症後5日間	発症から5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること
溶連菌感染症	突然の発熱、咽頭痛を発症ししばしば嘔吐を伴う。ときに掻痒のある粟粒大の発しんが出現する。感染後数週間してリウマチ熱や急性糸球体腎炎を合併することがある。	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	抗菌薬内服後24～48時間経過していること ただし、治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後も2～3週間咳が持続する。肺炎としては元気で、一般状態は悪くない。	臨床症状発現時がピークで、その後4～6週間続く。	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	水泡状の発しんが口腔粘膜及び四肢末端（手掌、足底、足背）に現れる。水泡は痂皮形成せず治癒する。発熱は軽度である。口内炎がひどくて、食事がとれないことがある。 ＜合併症＞脳幹・脳炎、髄膜炎、心筋炎	唾液へのウイルス排泄は通常1週間未満 糞便への排泄は発症から数週間持続する。	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	軽いかぜ症状を示した後、頬が赤くなったり手足に網目状の紅斑が出現する。発しんが治っても、直射日光にあたりたり、入浴すると発しんが再発することがある。稀に妊婦の罹患により流産や胎児水腫が起こることがある。 ＜合併症＞関節炎、溶血性貧血、紫斑病	かぜ症状発現から顔に発しんが出現するまで	全身状態が良いこと 発しんが出現した頃にすでに感染力は消失している
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	発熱、嘔気／嘔吐、下痢（黄色より白色調であることが多い） ＜合併症＞けいれん、肝炎、まれに脳症	症状の有る時期が主なウイルス排泄期間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	突然の高熱（1～3日続く）、咽頭熱、口蓋垂付近に水泡疹や潰瘍形成 咽頭痛がひどく食事、飲水ができないことがある。 ＜合併症＞髄膜炎	唾液へのウイルスの排泄は通常1週間未満 糞便への排泄は発症から数週間持続する。	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽、咳鳴、呼吸困難 ＜合併症＞乳児早期では細気管支炎、肺炎入院が必要となる場合が多い。	通常3～8日間（乳児では3～4週間）	重篤な呼吸症状が消失し全身状態が良いこと
突発性発しん	38℃以上の高熱（生れてはじめての高熱であることが多い）が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。軟便になることがある。初めての発熱であることが多い。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく、哺乳もできる。 ＜合併症＞熱性けいれん、脳炎、肝炎、血小板減少性紫斑病等	感染力は弱い、発熱中は感染力がある	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと

③その他の感染症（意見書・登園届の必要はありませんが、医療機関に受診していることが登園の基準となります）

ヘルペス口内炎	歯肉口内炎歯肉が腫れ、出血しやすく、口内痛も強い。治癒後は潜伏感染し、体調が悪い時にウイルスの再活性化が起こり、口角、口唇の皮膚粘膜移行部に水泡を形成する（口唇ヘルペス）。	水泡を形成している間	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
伝染性膿痂疹（とびひ）	発疹や虫刺され痕を掻爬した部に細菌感染起こし、掻痒感を認めることが多い。アトピー性皮膚炎が有る場合には重症になることがある。	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
アタマジラミ	小児では多くが無症状	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10日から14日である。	駆除を開始していること
伝染性軟属腫（ミズイボ）	直径1～3mmの半球状丘疹で、表面は平滑で中心臍窩を有する。四肢、体幹等に数個～数十個が集簇してみられることが多い。自然治癒もあるが、数か月かかる場合がある。自然消失を待つ間に他へ伝播することが多い。アトピー性皮膚炎があると感染しやすい。	不明	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
A型肝炎	急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐ではじまる。数日後に解熱するが、同時に黄疸が出現する。	発症1～2週間前が最も排泄量が多い。発熱後1週間を過ぎれば感染性は低下する。	肝機能が正常であること
B型肝炎	急性肝炎の場合 全身倦怠感、発熱、食欲不振、黄疸など。慢性肝炎では、自覚症状は少ない	HBs抗原、HBe抗原陽性の期間	急性肝炎の場合、症状が消失し、全身状態が良いこと。キャリア、慢性肝炎の場合は、登園に制限はない。

26 地域防災拠点、広域避難場所、緊急時における対応

- ◆ たくさん子どもたちが生活し、ともに成長・発達する場として、お子さんをお預かりする保育園では、防災・防犯に努め、また万が一の災害発生時の対策として、下記のとおりご協力をお願いいたします。登録されたまちこみメールで保育園やクラスからのお知らせや緊急時にメール配信をしていきます。(まちこみメールは年度ごとの更新です。)

(1) 「東海地震注意情報」(前兆現象)が発令された場合。

- ① 発令と同時に保育園は、解除が発令されるまで、「休園」となります。
- ② 保育時間中に発令された場合は、園児は速やかに保護者にお引渡することになります。各自、発令を知った時点で、直ちにお迎えをお願いいたします。
- ③ やむをえずお迎えが遅れる場合、園児は保育園または指定場所で、一時保護します。(この地域の避難場所は、**神奈川小学校**です。)
- ④ 園児の引き渡しは、事故防止の為、届け出のある保護者または「代理引取人」以外には引き渡しをいたしませんので、届出事項に変更があった場合は必ず園長に届け出てください。

(2) 保育時間中に大きな災害が発生した場合

- ① 原則として、保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によっては、連絡手段が途絶える場合も考えられますので、情報を入手次第早急にお迎えをお願いいたします。
- ③ 災害が発生した場合は、事前登録している方に非常用メールを発信し、状況をお知らせします。

＜災害の場合＞ 保育園→浦島公園→神奈川小学校 の順路で避難します。

(災害用伝言ダイヤル『171』でご確認下さい)

※地域防災拠点は神奈川小学校です。広域避難場所は浦島小学校(平成26年4月より)です。

＜大津波の場合＞ 保育園→浦島第二公園→浦島小学校の順路で避難します。

*園の所在地は海拔 5.5m、3階遊戯室の床は地上から 7.5m

(3) 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	神奈川小学校
広域避難場所	浦島小学校
その他	津波の場合は浦島小学校

(4) 不審者侵入等の防犯対応について

- ① お迎えの方の事前届出、門扉の設置、園舎内巡回などの実施のほか、警察署とも連携をとり、情報交換やパトロールをお願いしています。
- ② 保護者の方々も、お互いに普段から声を掛け合って、早めの対応が出来るようにご協力願います。また、周辺の情報などありましたらお伝え下さい。
- ④ 登降園門は24時間施錠しています。幼児棟園庭の門は緊急以外の開閉はおこないません。

(5) 消防・防災・防犯訓練について

- ① 災害時に備えて、消防計画に基づき、組織をつくり、役割を分担しています。
- ② 職員の防災・防犯係を中心に職員が計画を立て、消防署の指導を受け、毎月1回消火避難訓練と年1回の消防訓練、防犯訓練を行い緊急時の対応を訓練しています。
- ③ 子どもたちにも、防災・防犯の意識や目的を発達に応じて理解できるようにしています。

<近隣の緊急連絡先>

神奈川警察署	045(441)0110
神奈川消防署	045(316)0119
浦島消防出張所	045(461)0119

27 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	柿原 泉美
消防計画届出年月日	神奈川消防署 平成22年 4月 1日
避難訓練	毎月1回実施、 ・内容は火災・地震・津波、予約を取って 起震車・煙体験の実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

28 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん（一年更新）
保険の内容	賠償保険
保険金額	規約による

29 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施 公表方法：全戸配布 園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回（令和4年度実施） 公表先：横浜市ホームページ等に記載

30 苦情解決制度について

- ◆ 保育サービス改善のため、利用者からの苦情に適切に対応する体制を次の通り整えております。

(1) 目的

①利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

②客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールにそった方法で解決を進めることで、保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

③サービスの改善

利用者からの意見・苦情などを十分配慮して、サービスの改善に生かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

(2) 苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

31 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任保育士 ☎ 045-461-5031	
相談・苦情解決責任者	園長 ☎ 045-461-5031	
第三者委員	堀沢 茂	☎ 045-226-5212 かない総合法律事務所 弁護士
	片岡 慶子	☎ 045-814-4420 元公立保育園園長
外部の相談窓口	かながわ福祉サービス運営適正化委員会	☎ 045-317-2200
	横浜市福祉調整委員会	☎ 045-671-4045

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

32 地域の育児支援について

(1) 障がい児保育事業について

- 当園は、集団生活を通して健全な発達が図れるように、日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて「ともに育ちあうことの大切さ」が実感できる保育をこころがけています。
- 目の前の子どもをしっかりと受け止め、保護者の思いを丁寧に受けとめ共感しながら、きめ細かな連携を心がけより適切な援助をしていきます。
- それぞれの障がいの特徴について学び、理解し、専門的知識に裏付けられた援助や配慮を保育士や関わる職員間で連携しながら取り組んでいきます。
- 子どもの発達をより促す為にも専門機関である、福祉保健センターや療育センターと連携を図りながら保育を進めています。

(2) 一時保育事業の実施*当園は1歳児クラスからの受け入れを行っています。

- 非定型型保育・保護者の就労等により、家族における保育が断続的に困難となる児童に対する保育です。原則週3日、又は、月96時間を限度に必要な期間利用できます。
- 緊急一時保育・保護者等の傷病、入院等により緊急一時的に保育が必要となる児童に対する保育です。1回に連続して14日以内で利用できます。

(3) 園舎開放・育児相談の実施

- 毎月1~2回実施しています。開催日は掲示板・ホームページにてお知らせします。
- 園庭、砂場、屋上、遊戯室のいずれかの場所を開放して在園児と一緒にすごします。
- 育児や子育てで困っている事、悩んでいる事、成長の見通しなど、相談をお受けしています。

33 その他保護者に説明すべき事項

(1) 安全について

安全指導をはじめ、子どもの成長・発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育を行っています。子どもは、その発達上の特徴から事故を起こしやすいので、職員は日ごろから細心の注意を払い事故防止に努めています。

万一事故が起きてしまった場合は、事故時の応急対応、事故時の連絡、事故報告など職員全員が適切に対応できるように次のようにしています。

① 事故防止とその対応

園舎内及び遊具の安全点検は、職員が定期的実施しています。

② 受診した方がよいと判断したとき

- 保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。
- その場合、希望する病院があればお知らせください。
- 保護者の方にも、できるだけ病院へ来ていただきたいと思います。
- 緊急の場合は、救急対応といたします。

- ・外見上は変化がないのに痛がっていたりするなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合には、大事をとって受診します。

③ 受診の必要はないと判断したとき

- ・けがの状況により、洗浄、冷やすなどの手当てをします。
- ・保護者への連絡はお迎えの時に、けがをした状況やその処置などをお伝えします。

(2) その他

① 地域活動事業

保育園の活動に支障のない範囲で、積極的に地域活動に取り組んでいます。内容は、地域のニーズに応じて地域育児支援（一時保育・育児相談・園舎開放・育児講座・交流保育）のほか、小中学生との交流、世代間交流も行っています。

② 実習生・ボランティアの受け入れ

保育園では、保育士、看護師等養成のため、学生の実習及び中学生の職場体験・ボランティア活動を受け入れています。

③ 年間を通して、各クラスとも異年齢交流をしております。異年齢の交流を通して経験を広げていきます。

④ 保育中の子どもたちの生き生きした表情を保護者の皆様と共有したいと思い、写真にし、保育室に展示することがあります。写真撮影を拒否される方はお知らせください。

⑤ 社会福祉法人・白百合会の「個人情報保護方針」「苦情処理委員会」について掲示しています。お気づきのことがありましたら、お知らせください。

⑥ 平和への取り組みや、保育内容向上の為の取り組み、地球温暖化防止の為の取り組み(リサイクル、ごみ減量化、分別化、省エネルギーの促進等)を行っています。

⑦ 平成21年4月1日から保育所保育指針の改定、告示化により小学校入学に向け、保育所での子どもの育ちをつなぐための資料として「保育所児童保育要録」の送付が義務化されました。(保護者の方は開示請求が行えます。)年長児期の子どもの育ちや、保育士のとってきた手立て、援助を記述し、小学校での支援につなげ、連携をします。

⑧ 虐待防止について

児童虐待防止法により、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと定められています。

⑨ カスタマーハラスメント対策について

当園では、職員の人権保障および園内環境保持の観点から、カスタマーハラスメント対策に取り組んでおります。ご要望の内容の妥当性、ご要望手段の妥当性を判断し、場合により関係各所への通報、相談等、対応をさせていただきます。

34 個人情報保護方針

社会福祉法人白百合会（以下、「本会」という）、並びにその運営する各保育園は、利用者の個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 29 年 5 月 30 日改正施行）』（以下、「法」という）及び関連法令を遵守し、次の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを、宣言します。

<基本理念>

- 1 本会並びに各保育園では、法第 3 条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱う全ての者が個人情報保護の重要性を十分認識し、その適正な取り扱いに努めることとします。

<個人情報の利用目的>

- 2 本会並びに各保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報（法第 2 条-個人識別符号及び同意を得て取得した要配慮個人情報を含む）を、『児童福祉法』及び厚生労働省告示『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

<個人情報の第三者への提供>

- 3 本会並びに各保育園では、法第 23 条に規定されている次の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<個人情報の管理>

- 4 本会並びに各保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとしてします。

<個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

- 5 本会並びに各保育園は、保護者とその子ども、その家庭及び自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

<個人情報保護体制の継続的改善>

- 6 本会並びに各保育園は、この方針を実行するため、内部管理体制を確立し、研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させ、かつ継続的に改善し常に最良の状態の維持に努めます。

<写真等の使用について>

- 7 各保育園では、子どもの写真を撮ったり、園内で掲示したり、ホームページ・パンフレットに掲載する場合があります。つきましては、保護者の方で撮影や掲載等に同意されない場合は予め各保育園にお申し出下さい。
なお、個人がはっきり判る写真等を掲載する場合は、その都度、保護者に確認いたします。

〔附則〕この方針は、平成 29 年 5 月 30 日より実施する。